

平成 30 年度岩手県商工観光振興資金貸付要綱

第 1 目的

この制度は、県内の中小企業者（中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号。以下「信用保険法」という。）第 2 条第 1 項に規定する者をいう。以下同じ。）に対し、事業活動に必要な資金の貸付けを行うことにより、県内中小企業の振興を図るとともに、県内産業の成長を推進することを目的とする。

第 2 取扱金融機関

取扱金融機関は、別表に定めるとおりとする。

第 3 貸付対象者

県内に事業所を有する中小企業者とする。

第 4 貸付の条件

1 資金の用途

設備資金及び運転資金とする。また、設備整備と同時期に行われる土地取得に要する資金を含むものとする。

2 貸付限度額

設備資金 1 企業につき 1 億円以内とする。

運転資金 1 企業につき 5,000 万円以内とする。

ただし、設備、運転併用の場合は、1 企業につき 1 億円以内とする。

3 貸付期間

設備資金 15 年以内とする。ただし、2 年以内の据置期間をおくことができる。

運転資金 10 年以内とする。ただし、1 年以内の据置期間をおくことができる。

4 貸付利率

(1) 貸出時点の利率は、貸付期間に応じ、次のとおりとする。

なお、貸付実行後に、貸付を行った金融機関の短期プライムレートが変動した場合は、その変動幅分を変動させるものとする（手形貸付は除く）。

貸付期間 3 年以内 年 1.9%以内

貸付期間 3 年超 10 年以内 年 2.1%以内

貸付期間 10 年超 15 年以内 年 2.3%以内

(2) 信用保険法第 2 条第 5 項第 1 号から第 4 号及び第 6 号までに定める特定中小企業者として、市町村長の認定を受け、経営安定関連保証を適用する場合は、(1)に掲げる貸付利率から年 0.1%を減じた率とする。

5 保証人・担保

保証人は、原則として法人における代表者を除き不要とする。

担保は、取扱金融機関の所定の条件とする。

6 信用保証

岩手県信用保証協会の信用保証を付する。この場合の保証料率は次に定めるとおりとする。

(1) 直近決算における貸借対照表を作成している場合

ア 無担保の場合は、次の表に掲げるとおりとする。

CRD 評点 区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	年 1.50%	年 1.35%	年 1.20%	年 1.10%	年 0.95%	年 0.80%	年 0.80%	年 0.60%	年 0.45%

(注) CRD 評点：一般社団法人 CRD 協会の信用リスク評価モデルによる評点をいう。

イ 有担保の場合は、アに掲げる保証料率から年 0.1%を基準とした割引を行うものとする。

(2) 直近決算における貸借対照表を作成していない場合

ア 無担保の場合は、年 0.95%とする。

イ 有担保の場合は、アに掲げる保証料率から年 0.1%を基準とした割引を行うものとする。

(3) 信用保険法第 2 条第 5 項各号に定める特定中小企業者として、市町村長の認定を受け、経営安定関連保証を適用する場合は、第 5 号、第 7 号及び第 8 号にあっては年 0.6%、それ以外は 0.7%とする。

(4) 信用保険法第 2 条第 6 項に定める特例中小企業者として、市町村長の認定を受け、危機関連保証を適用する場合は年 0.6%とする。

(5) 会計参与を設置している旨の登記を行っていることを確認できる中小企業者の場合は、(1) から(4)に掲げる保証料率から年 0.1%を減じた率とする。

(6) 「いわて子育てにやさしい企業等」認証制度要綱に基づき認証を受けた企業、いわて女性活躍企業認定制度要綱に基づき認定を受けた企業及びいわて働き方改革推進運動参加事業所にあっては、岩手県信用保証協会が別に定める方法により、(1)及び(2)に掲げる保証料率から年 0.05%を減じた率とする。

7 償還方法

取扱金融機関の所定の条件による。

8 その他

この要綱に定めのない貸付条件については、取扱金融機関の所定の条件による。

第 5 申込手続

貸付を受けようとする者は、取扱金融機関にその所定の手続きにより申し込むものとする。

第 6 貸付の決定

取扱金融機関は、貸付の申し込みを受けたときは、これを審査し、貸付の可否を決定し、申込者に通知するものとする。

第 7 貸付の実施

貸付の決定を受けた者は、取扱金融機関所定の手続きにより貸付を受けるものとする。

第 8 融資実績の報告

取扱金融機関は、県単融資制度実績報告取扱要領に定めるところにより知事に融資実績を報告するものとする。

第 9 期中支援

貸付の決定を受けた者が、信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号に定める特定中小企業者である場合は、取扱金融機関は、別に定めるところにより、当該中小企業者の業況を岩手県信用保証協会に報告するものとする。ただし、貸付金額が 1,250 万円以下であるとき、又は貸付期間が 1 年以内であるとき及び平成 30 年 4 月 1 日以降に保証申込受付けしたものは、この限りでない。なお、取扱金融機関が当該報告をしなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行うときにその理由を記載した書面を提出するものとする。

第 10 要綱に違反した者等に対する措置

知事は、貸付の決定を受けた者が、この要綱に違反し、又は知事の指示に従わない場合は、貸付決定を取り消すことがある。

第 11 その他

この要綱に定めるもののほか、別に定める「「産業創造県いわて」実現枠取扱要領」に基づき、県が認めた貸付の条件等により、貸付を行うことができる。

別表 取扱金融機関

県内に所在する次の金融機関とする。

<u>金融機関</u>

普通銀行、信用金庫、株式会社商工組合中央金庫、ウリ信用組合及び岩手県医師信用組合
--

平成 30 年度「産業創造県いわて」実現枠取扱要領

この要領は、平成 30 年度商工観光振興資金貸付要綱（以下「要綱」という。）第 11 の規定に基づき、「産業創造県いわて」実現枠の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

1 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業創造県いわて 平成 21 年 12 月に県が策定した「いわて県民計画」の「岩手の未来をつくる 7 つの政策」の「1 産業・雇用」における政策
- (2) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号。以下「信用保険法」という。）第 2 条第 1 項に規定する者のうち、県内に事業所を有する者
- (3) 金融機関 県内に本店を有する普通銀行及び信用金庫（気仙沼信用金庫を含む。）
- (4) 認定金融機関 第 4 項の規定に基づく認定を受けた金融機関

2 提案手続

金融機関は、「産業創造県いわて」の実現に資する地域経済への貢献に向けた取組を提案しようとする場合は、「産業創造県いわて」実現枠提案申込書（様式第 1 号）（以下「申込書」という。）に次に掲げる書類を添えて岩手県商工労働観光部長へ提出するものとする。

- (1) 基本方針（様式第 2 号）
- (2) 貸付細則（様式第 3 号）
- (3) その他必要と認める書類

3 提案内容

(1) 基本方針

基本方針には、第 2 項に基づき提案をしようとする金融機関の「産業創造県いわて」の実現に向けた取組を記載するものとする。

(2) 貸付細則

貸付細則は、貸付の条件等について定めたものであり、次のいずれにも該当する内容とする。

- ア 「産業創造県いわて」の実現に資する事業を営む中小企業者を貸付対象者としていること。
- イ 要綱第 4 に定める貸付の条件と比較して有利なものであること。

4 認定

- (1) 岩手県商工労働観光部長は、第 2 項の規定に基づく申込書の提出を受けた場合には、次の事項について審査し、適当と認められるときは認定を行うとともに、「産業創造県いわて」実現枠認定書（様式第 4 号）により通知するものとする。

- ア 基本方針及び貸付細則と「産業創造県いわて」との関連性
- イ 貸付の条件の有利性
- ウ その他必要な事項

- (2) 岩手県商工労働観光部長は、認定を行った場合には、「産業創造県いわて」実現枠取扱通知書（様式第 5 号）により岩手県信用保証協会へ通知するものとする。

5 資金取扱

認定金融機関は、認定を受けた貸付細則に定める貸付の条件等により、円滑な資金供給に努めなければならない。

6 「産業創造県いわて」の趣旨等に反した金融機関に対する措置

認定金融機関が、「産業創造県いわて」、要綱及びこの要領の趣旨等に反し、又は知事の指示に従わない場合は、認定を取り消すことがある。

7 その他

この要領に定めのない事項については、県と金融機関の協議により定めることとする。

岩手県商工労働観光部長 様

金融機関名 印

「産業創造県いわて」実現枠提案申込書

次のとおり、「産業創造県いわて」の実現に資する地域経済への貢献に向けた当行（庫）の取り組みを提案します。

申請書類

- 1 基本方針
- 2 貸付細則
- 3 その他

基本方針

- 1 地域経済への貢献に向けた当行（庫）の取組みについて
- 2 「産業創造県いわて」の実現に向けた当行（庫）の具体的取組みについて
- 3 資金供給目標
- 4 効果

貸付細則

第1 資金名

第2 目的

第3 貸付対象者

第4 貸付の条件

1 資金使途

2 貸付限度額

3 貸付期間

4 貸付利率

5 信用保証

6 保証人・担保

7 償還方法

8 事業計画書

提案金融機関 様

岩手県商工労働観光部長 印

「産業創造県いわて」実現枠認定書

年 月 日付けで提案のあった事項について、慎重審査の結果、適当と認められることから、取扱いを認めます。

つきましては、「産業創造県いわて」の実現に向けた円滑な資金供給をお願いします。

記

- 1 認定年月日
- 2 貴行（庫）が取扱う資金の名称
- 3 取扱期間

岩手県信用保証協会会長 様

岩手県商工労働観光部長 印

「産業創造県いわて」実現枠取扱通知書

このことについて、下記のとおり認定を行いましたので、通知します。
つきましては、信用補完を通じた円滑な資金供給をお願いします。

記

- 1 認定金融機関
- 2 認定年月日
- 3 添付書類
 - (1) 認定書（写し）
 - (2) 基本方針（写し）
 - (3) 貸付細則（写し）